

青森県報

第五百六十六号

令和五年
一月二十七日
(金曜日)

公安委員会

告 示

○役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(運転免許課) ……五

青森県告示第三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年二月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

○道路の区域の変更……………(道路課) ……一

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……一

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四

○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……五

図面 番号	道路の 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二八〇号	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二の一から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国東小国山一の三まで 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二五から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢四の五まで 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二の一から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国東小国山一の三まで 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二五から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本五六の二まで	前 後	二五・九〇メートルから 二八・二〇メートルまで 一一・七〇メートルから 一一・四〇メートルまで 一一・七〇メートルから 一一・四〇メートルまで	六、〇七五・〇〇メートル 六、〇二一・〇〇メートル 六、〇七五・〇〇メートル 六、八〇三・〇〇メートル	

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次

のとおり告示する。

令和五年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長

畑 井 義 徳

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の 名 称	代表者氏名	会計責任者 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地	一以上の市 町村等の区 域を単位と して設けら れる支部	年 届 月 日 出
参政党八戸 支部	酒井 健治	小笠原 匡 浩	三沢市美野原 三丁目一五の 九	○	令和 四・二・二四

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名 称	代 表 氏 名	会計責任者 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地	年 届 月 日 出
みんながしあわ せ大鰐の会	秋元 芳江	竹浪 協子	南津軽郡大鰐町大 字長峰字九十九森 一の二	令和 四・二・二七
花田かつあき後 援会	花田 進	平山 亮一	五所川原市大字石 岡字藤巻二一の二	四・二・二四
中村ミツ才後援 会	久保田 顕一	久保田 顕一	青森市大字油川字 岡田八五の二一	四・二・二四
三橋あさみ後援 会	三橋 あさみ	築山 伸一	つがる市木造福原 常盤三五の三	四・二・二七
三浦道広後援会	三浦 道広	畑中 和幸	南津軽郡大鰐町大 字虹貝字清川一一 九の八	四・二・二六
秋田幸保後援会	秋元 隆	高橋 溪太	五所川原市字敷島 町二二の一・二	四・二・二六

おさないいずみ と縁の会	小田桐 康真	弘前市大字藤内町 三の一〇	四・二・一
山端みきこ後援 会	鈴木 陽大	十和田市西一番町 一二の一七	四・二・一
山谷ひろこ後援 会	山谷 博子	南津軽郡大鰐町大 字島田字後ヶ沢四 八	四・二・四
政治団体 生活 し続けられる青 森に	影山 さくら	五所川原市字布屋 町四一の二〇	四・二・二
須藤江利加後援 会	石川 隆之	弘前市大字宮川二 丁目三の二	四・二・二四
三浦行後援会	佐原 若子	弘前市大字宮川二 丁目三の二	四・二・二四
竹島直樹後援会	瀧澤 真奈美	十和田市西二十二 番町二〇の二八	四・二・二五
赤平やすえい後 援会	木村 公司	弘前市大字城南一 丁目一一の一	四・二・三
藤田かつひこ後 援会	藤田 賀津彦	南津軽郡大鰐町大 字唐牛字沼田五三	四・二・二四
ふくし直治後援 会蟹田支部	石岡 勉	東津軽郡外ヶ浜町 字蟹田中師宮本一 八の一	四・二・三〇
ふくし直治後援 会平館支部	最上 一	東津軽郡外ヶ浜町 字平館元字田四四 の一	四・二・三〇
ふくし直治後援 会平内支部	倉内 清一	東津軽郡平内町大 字小豆沢字水ヶ沢 四六九	四・二・三〇
ふくし直治後援 会三厩支部	柚谷 和穂	東津軽郡外ヶ浜町 字三厩龍浜五四の 二七四	四・二・三〇
ふくし直治後援 会蓬田支部	柿崎 裕二	東津軽郡蓬田村大 字広瀬字坂元六一 〇の一	四・二・三〇
吉田 勉	柳谷 公德		
相馬 涉	相馬 涉		
繁田 勇	繁田 勇		
横嶋 郁夫	横嶋 郁夫		
奥田 博英	奥田 博英		
藤田 有美子	藤田 有美子		
村上 亮	村上 亮		
高坂 作十郎	高坂 作十郎		
木村 良一	木村 良一		

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次

原子秀夫後援会	わたべ高明後援会	さかい祐介後援会	大澤祥宏後援会	山内勝後援会	成田尚三後援会	きかまりかを育てる会	小笠原だいすけ後援会	滝口榮一後援会	さわお宏之後援会	平田浩介後援会	山口佳子後援会	志村洋子後援会	村中玲子後援会	
久慈 年和	三河 龍一	堺 祐介	濱田 一博	神 英博	成田 尚三	蛭名 義一	小笠原 大佑	滝口 榮一	島山 正次	福士 賢治	山口 佳子	志村 洋子	村中 玲子	
米沼 一夫	中崎 聖子	堺 結花	谷地田 航大	佐々木 博巳	成田 眞紀子	河村 直美	小笠原 紀子	西山 真由美	沢尾 玲子	平田 俊介	築山 伸一	築山 伸一	築山 伸一	
ノ上北郡七戸町字森 上北一七三の四	西三戸郡階上町蒼前 西一丁目九の三一 四一	下北郡大間町大字 大間字大間八九の二	青森市港町二丁目 一・二の一九	つがる市柏稲森雲 雀野三二	弘前市大字山道町 二の一	八戸市大字田面木 字赤坂一七の二	青森市佃一丁目二 四の一六	上北郡六ヶ所村大 字泊字泊山一の〇三	上北郡おいらせ町 浜道一〇四の八〇	つがる市木造萩野 一三の三一	東津軽郡外ヶ浜町 字平館根岸湯の沢 二一五	弘前市大字宮園四 丁目八の一・二	上北郡野辺地町字 馬門五三の三	上北郡野辺地町字 馬門五三の三
四・三・二六	四・三・二七	四・三・二七	四・三・三三	四・三・二〇	四・三・二九	四・三・二九	四・三・二五	四・三・三三	四・三・六	四・三・五	四・三・二	四・三・二	四・三・二	

の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和五年一月二十七日

政党の支部

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	令和 年月日動
自由民主党青森県 薬剤師支部 (白滝 貴子)	代表者 白滝 貴子 異動事項 新	令和 四・八・二四
自由民主党青森県 遊技産業支部 (若林 浩司)	主たる事務 所所在地 八戸市根城二丁 目三〇の一	令和 四・九・二〇
参政党青森支部 (西脇 なつき)	代表者 菊山 由美子 異動事項 旧	令和 四・二・二〇
自由民主党青森県 支部連合会 (津島 淳)	代表者 津島 淳 異動事項 旧	令和 四・二・二七

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	令和 年月日動
青森県薬剤師連盟 (白滝 貴子)	代表者 白滝 貴子 異動事項 新	令和 四・八・二四
青森県神谷まさゆ き後援会 (白滝 貴子)	代表者 白滝 貴子 異動事項 旧	令和 四・八・二四
青森県藤井もとゆ き薬剤師後援会 (白滝 貴子)	代表者 白滝 貴子 異動事項 旧	令和 四・八・二四

井上浩後援会	山下 泉	四・三・二
青森県藤井もとゆき薬剤師後援会	白滝 貴子	四・三・六

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
三村 正太郎	三正会	令和 四・一〇・二〇
古川 正隆	蓬田村を活性化する会	四・二・三〇

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約（免許関係事務業務に係るもの、指定自動車教習所職員講習業務に係るもの及び更新時講習・停止処分者講習・違反者講習業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及

び方法等を次のとおり定めたので、同令第六十七條の五第二項及び第六十七條の十一第三項において準用する同令第六十七條の五第二項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

青森県警察本部長 磯 丈 男

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人その他の者（免許関係事務業務に係るものについては、法人に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 政令第六十七條の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(二) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(三) 政令第六十七條の四第二項各号（政令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的

で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について別に定める役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領に基づき、資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付された者とする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（法人にあつては純資産の部の合計額とし、個人にあつては次年度繰越純資本金額（元入金と事業主貸借の清算の合計）とする。）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（同法第二条に規定する障害を有し、同法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

(七) 青森県健康経営事業所認定取得

青森県が定めた青森県健康経営事業所の認定について、審査基準日における取得の有無

(八) あおもり働き方改革推進企業認証取得

青森県が定めたあおもり働き方改革推進企業の認証について、審査基準日における取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

令和五年一月二十七日から同年二月十日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、役務契約の業務種別ごとに競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部運転免許課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書（法人の場合）又は営業証明書（個人の場合）の原本若しくは写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）

ア 法人の場合 貸借対照表及び損益計算書

イ 個人の場合 青色申告決算書等

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）の原本

ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの（本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの）

イ 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税に係るもの

(五) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し

(六) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(七) 障害者雇用状況報告書の写し

(八) ISO 認証取得登録証の写し

(九) 青森県健康経営事業所認定証の写し

(十) あおもり働き方改革推進企業認証書の写し

(十一) 役員等一覧表(様式第三号)

(十二) その他青森県警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(十二)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語による翻訳文を付記し、又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から令和八年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

資格審査の結果の通知を受けた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を休業するとき又は廃止したときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様式第四号)を提出するものとする。

ただし、1から4に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書(個人の場合は営業証明書)の原本又は写し及び役員等一覧表(様式第三号)を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 法人にあつては、代表者、取締役等の役員(新たに就任した場合に限る。)

4 個人にあつては、その者の氏名

5 電話番号又はファクシミリの番号

6 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約(免許関係事務業務、指定自動車教習所職員講習業務及び更新時講習・停止処分者講習・違反者講習業務に限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式第2号 (その1) 経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供

審査値	格付
-----	----

法人番号				代表者名		
商号又は名称				職 氏 名		
住所又は所在地				電 話 番 号		
主たる営業の所在地	〒			F A X 番 号		
本申請の担当者	部署名	担当者名		F A X 番 号		
希望する業務	担当フリズ			電 話 番 号		
希望する種業	役務の提供			F A X 番 号		

平均生産額又は販売額	直前第2年度決算		直前第1年度決算		平均生産額 (①+②)/2	役員
	①		②			
自己資本額	純資産合計(次年度繰越純資本金額)		その 他		計	人
	技術関係職員		事務関係職員			
職 員 数	流動資産()		× 1 0 0 =		%	人
	流動負債()					
営 業 年 数	創 業 日	現組織変更日	営 業 中 断 期 間	通 算 年 数	年	
	年 月 日	年 月 日	年 月 年 月	年 年	年	
障 害 者 雇 用 状 況	法定雇率達成		障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務		有 ・ 無	
	有 ・ 無		有 ・ 無		雇 用 障 害 者 数	
I S O 認 証 取 得	有 (ISO9001又はISO14001)		無		無	
	有 ・ 無		「あおもり働き方改革推進企業」認証取得		有 ・ 無	
青森県健康経営事業所認定取得	有 ・ 無				有 ・ 無	

注) 太枠の欄は、記入しないでください。

様式第2号 (その2)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

商号又は名称

1	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
2	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
3	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
4	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
5	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
6	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
7	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
8	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
9	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
10	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号
	支店・営業所等名称	〒	電 話 番 号	FAX番号

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式第3号

役員等一覧表

商号又は名称：
所在地又は住所：
年 月 日現在

Table with 5 columns: 役職, フリガナ氏名, 性別, 生年月日, 住所. Multiple empty rows for data entry.

注1 この表には、次に該当する者について記載すること。
(1) 法人にあっては、商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）記載の全役員
(2) 法人でない団体にあつては、代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員
(3) 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）
注2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。
注3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式第4号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

届出者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが、
記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので
届け出ます。
なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

Table with 5 columns: 変更事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. One row for data entry.

2 休・廃業
休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日
廃止年月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円